

一般社団法人日の出町観光協会レンタサイクル利用規約

このレンタサイクル（以下「自転車」という。）は、一般社団法人日の出町観光協会（以下「観光協会」という。）が管理運営しています。この利用規約は自転車を利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用申込み

- (1) 日の出町観光案内所窓口でお申し込みください。
- (2) 貸し出し手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証など）と一緒に提示してください。
なお、利用申込みは高校生以上に限らせていただきます。また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

2 利用料金

利用料金は、次のとおりです。

時 間	料 金（税込）
1 日（6 時間）	1,000 円

3 利用時間

- (1) 利用時間は、貸し出し当日の午前10時から午後4時00分までとします。
- (2) 返却時間を超過し、営業時間内（利用日の午後4時00分まで）に連絡がない場合は、利用者に対して遅延金1,000円（税込）を請求する場合があります。

4 自転車の種類

電動アシスト自転車（24インチ） 5台

5 自転車の管理等

- (1) 利用前点検
 - ① 定期的に点検を実施していますが、利用者様も利用前にブレーキ、ハンドル、サドルのゆるみ、タイヤの空気圧などの使用前の自主安全点検を必ず行ってください。
 - ② 当レンタサイクルの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに使用を中止し観光協会へ連絡してください。
- (2) 自転車の管理義務
 - ① 貸し出した自転車の管理責任は、貸し出しを受けた時から返却するまで継続します。
 - ② 自転車乗車中はもとより、無人で駐車中でも管理義務がありますので、駐車する場所の安全、強風等による転倒予測と防止に努めてください。
- (3) 自転車の故障
 - ① 利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸し出し場所までお持ちください。
 - ② 利用者起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくこととなります。

なお、当観光協会の事前の了解なく、利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。

- ③ 自転車の故障によって利用者、その他第三者に損害が発生した場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会の TS マーク付帯保険の範囲内での補償となります。
- (4) 鍵の紛失・破損
 - ① 自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として1,000円(税込)をいただきます。
 - ② 無施錠での駐輪等、利用者の過失による自転車の盗難・紛失等による場合は、購入費相当額の違約金をいただく場合があります。
- (5) 自転車の盗難・紛失
 - ① 利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに日の出町観光案内所(観光協会事務局)まで連絡してください。
 - ② 利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

6 休業日

レンタサイクル事業の休業日は、次とおりとします。

- (1) 毎週水曜日(ゴールデンウィーク、夏季期間(7月下旬から8月中旬))を除く)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 悪天候の影響・事務員不在等の事由により、観光協会が貸出できないと判断した日

7 利用条件等

- (1) 貸出・返却とも営業時間内に行ってください。
- (2) 貸出・返却は一日毎とします。尚、お一人様に同時に複数の自転車を貸出することもできません。

8 返還等

日の出町観光案内所に自転車を返還し、鍵を受付に返却してください。

- (1) 返還時には自転車に異常がないか、職員により確認を受けてください。
- (2) 利用者は、自己の都合により受付時間内に自転車を返還できない場合は、受付に連絡を入れてください。
- (3) 観光案内所以外でも下記の場所で返却することが可能です。ただし回送料金が追加されます。

ひので三ツ沢つるつる温泉	回送料金 1,000円(税込)
--------------	-----------------

9 事故

- (1) 利用期間中に遭遇された事故によって利用者その他第三者に損害が発生した場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会の TS マーク付帯保険の範囲内での補償となります。

【傷害保険】

- ・死亡若しくは重度後遺障害(1~4級) 100万円
- ・入院(15日以上) 10万円

【賠償責任補償】

・死亡若しくは重度後遺障害（1～7級） 5,000万円

- ① 必要に応じ利用者自らが所定の必要な手続き（保険会社への連絡及び必要な資料の提出を含む）を速やかに行ってください。
 - ② 警察及び観光協会に届け出のない事故、もしくは利用者がこの規約に違反して発生した事故による損害については、保険による損害補てんが受けられないことがあります。
 - ③ 保険金が支払われない損害、及び補償限度額を超える損害については、全額利用者の負担となります。
- (2) 利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、当観光協会に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- (3) 事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。
- (4) 前項にかかわらず、当観光協会が第三者にやむなく損賠賠償を支払った場合を含め、当観光協会が被害を被った場合には、利用者によるその損賠賠償を請求することがあります。

また、手荷物の盗難等の損害については、当観光協会は一切の責任を負いません。

10 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

11 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

12 利用取消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出時間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者に被害を被った場合には、利用者によるその損害賠償を請求することがあります。

13 個人情報の利用

本サービスの利用に関して知り得た個人情報については、個人情報保護法その他の関連法令に従い取り扱います。

付則

この規約は、令和3年5月1日から施行